
政治・経済・文化等(資料3) <9月1~30日>

- 9/1 気象庁発表、「最も暑い夏」大幅更新(気象庁)
- 9/5 最低賃金、全国平均 1121 円 (日経)
全都道府県で 1000 円超 上げ幅「目安」39 道府県上回る
- 9/8 石破首相退陣へ 党内抗争の末(日経・赤旗)
- 9/10 憲法に基づき臨時国会を(赤旗)
野党 7 党・会派が国会对策委員長会談
- 9/11 日銀、初の賃金統計 27 年前半から(日経)
- 9/12 一方的賃下げは無効 LCC に 1212 万円賠償命令(赤旗)
- 9/14 パレスチナ・イスラエル 2 国家共存(赤旗)
国連総会で宣言採択 加盟国の 7 割 142 ヶ国賛成
- 9/20 「戦争国家づくり」許さぬ 安保法制 10 年(赤旗)
国会前行動 市民団体
- 9/28 核禁条約 半数突破 署名.批准.加盟 99 ヶ国に(赤旗)
- 9/29 トイレコンテナで労働環境を改善(MD)
女性採用最大の障壁を解消
- 9/29 外国人労働者、企業 4 社に 1 社が雇用(MD)
帝国データバンク、14.3%は採用拡大
- 9/29 企業の枠超えた労使交渉に正当性(朝日)
独禁法違反訴えた事業者側が敗訴

2025年の梅雨入り・明け及び夏（6～8月）の記録的高温について

報道発表日

令和7年9月1日

概要

- ・2025年の梅雨入りは東日本・西日本でかなり早く、梅雨明けは東北地方を除く地域でかなり早く、記録的に早い地域もありました。
- ・2025年夏の日本の平均気温は、これまでの記録を大幅に上回り、統計開始（1898年）以降で最も高くなりました。

本文

2025年の春から夏にかけての天候経過を総合的に検討して各地方の梅雨入り、梅雨明けを確定しました。季節の進行がかなり早く、東北地方を除き5月に梅雨入り、6月に梅雨明けとなり、統計開始（1951年）以降で最も早い記録となった地域もありました（表1）。

また、6月以降、本州付近への太平洋高気圧の張り出しが強く、晴れて高温になった日が多かったこと等により、日本の夏の平均気温は、基準値からの偏差【注釈1】が $+2.36^{\circ}\text{C}$ となり、これまでの記録であった2024・2023年の $+1.76^{\circ}\text{C}$ を大幅に上回り、統計を開始した1898年以降の夏として、最も高い記録を更新しました（図1）。

※参考 日本の夏の平均気温が高かった年と基準値からの偏差

①2025年($+2.36^{\circ}\text{C}$)、②2024年・2023年($+1.76^{\circ}\text{C}$)、④2010年($+1.08^{\circ}\text{C}$)、⑤2022年($+0.91^{\circ}\text{C}$)

夏の平均気温の地域平均平年差は北日本で $+3.4^{\circ}\text{C}$ 、東日本で $+2.3^{\circ}\text{C}$ 、西日本で $+1.7^{\circ}\text{C}$ で、いずれも統計を開始した1946年以降の夏として最も高くなりました（図2）。地点ごとに見ると、全国153の気象台等のうち132地点で平均気温が夏として最も高くなったほか（9地点のタイ記録を含む）、この夏に猛暑日を記録したアメダス地点数は積算で9385地点となり、統計の比較が可能な2010年以降で最も多くなりました（図3）。

こうした天候をもたらした要因については、9月5日に開催する異常気象分析検討会で分析を行い、見解をとりまとめる予定です。

【今後の見通し】

向こう2週間程度は東日本や西日本を中心に猛暑日となるところがあるなど厳しい暑さになる見込みです。その後10月にかけても全国的に平年より気温が高くなる見込みです。熱中症の危険性が高い状態が続きますので、気温の予報や熱中症警戒アラート等に注意して、適切な熱中症予防行動を取っていただくようお願いします。

最低賃金、全国平均1121円

上げ幅「目安」 39道府県上回る

都道府県ごとに決める2025年度の最低賃金の全国加重平均が過去最高の時給1121円になる見通しとなった。現在の1055円から66円増え、過去最大の引き上げ額となる。人口が減少する各地域で人手を確保するための競争が生まれ、国の「目安」を上回るのは39道府県に上った。

最低賃金は企業が従業員に払わなければならない。大幅な引き上げは雇い最低限の水準で、違反者の平均賃金を押し上げ、都道府県ごとに有識者の代表者が参加する審議会で議論する。それをもとに地域ごとの水準を決定している。4日は大分と熊本で金額を答申し、47都道府県で出そろった。厚生労働省が5日に全国の集計結果を公表する。

今回の改定で初めて47都道府県全てで1000円を超える。東京の1226円が最も高く、高知の1023円が最も低い。最高額に対する最低額の割合は83・4%と11年連続で改善した。

各都道府県で最低賃金

都道府県	時給	上げ幅	都道府県	時給	上げ幅
北海道	1075円	65円	滋賀	1080円	63円
青森	1029	76	京都	1122	64
岩手	1031	79	大阪	1177	63
宮城	1038	65	兵庫	1116	64
秋田	1031	80	奈良	1051	65
山形	1032	77	和歌山	1045	65
福島	1033	78	鳥取	1030	73
茨城	1074	69	島根	1033	71
栃木	1068	64	岡山	1047	65
群馬	1063	78	広島	1085	65
埼玉	1141	63	山口	1043	64
千葉	1140	64	徳島	1046	66
東京	1226	63	香川	1036	66
神奈川	1225	63	愛媛	1033	77
新潟	1050	65	高知	1023	71
富山	1062	64	福岡	1057	65
石川	1054	70	佐賀	1030	74
福井	1053	69	長崎	1031	78
山梨	1052	64	熊本	1034	82
長野	1061	63	大分	1035	81
岐阜	1065	64	宮崎	1023	71
静岡	1097	63	鹿児島	1026	73
愛知	1140	63	沖縄	1023	71
三重	1087	64	全国加重平均	1121	66

を決めるのに先立ち、厚生労働省の中央最低賃金審議会が8月に目安を示している。地域によって上げ幅は63〜64円、全国平均は1118円を想定していた。各地域で4日までに出そろった金額の平均は現在より6・3%増え、国の目安を上回った。

最大の引き上げ幅となったのは熊本だ。国の目安の64円に18円を上乗せして82円だった。国の目安を上回る額は最低賃金を時給換算で示すようになった2002年度以降では24年度の徳島に次いで2番目に大きい。

地域間で競う傾向が強まった。秋田は国の目安の64円に16円を上乗せして80円を引き上げた。岩手はその3日後、15円足して秋田と同じ1031円に決めた。隣県との賃金格差は人口流出を招きかねない。大幅な増額の背景にはそうした判断があった。岩手では反発する使用者側の委員が退席する中で答申をまとめた。

政府は20年代中に全国平均1500円をめざしている。石破茂首相は5月、国の目安を上回った都道府県を補助金や交付金で支援すると表明した。各地の知事らも最低賃金の引き上げを促している。

新たな最低賃金の発効日は例年の10月から遅らせる地域が相次いだ。秋田や群馬は26年3月を予定する。大幅引き上げ後、すぐに年末を迎えると、いわゆる「年収の壁」を意識した就業調整に対応できないためだ。

最低賃金に近い時給で働く人は660万人ほどとみられる。中小・零細

企業は人件費の急増で利益が圧迫される可能性がある。企業の新陳代謝が進む半面、優れた技術を持つ中小が人材採用で行き詰まるリスクもある。

政府は生産性の向上や省力に役立つ設備投資を促進する補助金を拡充する方針だ。

党内分断回避で統投断念

次期総裁選は「不出馬」

石破茂首相は7日、首相官邸で緊急記者会見を開き「自民党総裁を辞する」と表明した。事実上の退陣勧告である総裁選の前倒し要求が広がる状況を受け、党内の分断を回避するため統投を断念した。自民党は近く後継を選ぶ総裁選の手続きに入る。（関連記事2、3、5、社会面に）

米関税合意で区切り

首相はこのタイミングで辞任を決めた最大の理由として米国との関税交渉の合意を挙げた。トランプ米大統領が自動車関税の引き下げを含む大統領令に署名したことで「一つの区切りがついた」と説明した。

首相はこのタイミングで辞任を決めた最大の理由として米国との関税交渉の合意を挙げた。トランプ米大統領が自動車関税の引き下げを含む大統領令に署名したことで「一つの区切りがついた」と説明した。

に予定していた自民党総裁選（3面きょうのこと）を前倒しするかを判断する手続きはなくなった。首相辞任に伴う総裁選を実施し、首相は自らの立候補はないと明言した。党内は出馬に向けた動きが加速する。

総裁選は1人1票の「国会議員票」と同数の「党員・党友票」を含む「フルスベック方式」が基本だ。任期中の辞任は過半数の議席維持を必達

目標にしていたが届かなかった。選挙での相次ぐ大敗により退陣要求が強まっていた。森山氏をはじめとする党四役が辞意を示し、政権運営の継続は難しくなっていた。

任期途中で総裁選を前倒しするかの判断期日が迫るなか、首相に近かった議員や閣僚からも退陣を求める声が出てきた。6日夜には菅義偉副総裁や小泉進次郎農相が辞任を促した。

自民党の森山裕幹事長は7日の記者会見で、次の総裁選は「できるだけ党員が直接参加できる形を模索することが大事だ」と述べた。

党幹部によるとフルスベック方式の総裁選を実施できるのは早くても10月初旬。国会で新首相を選出するまで1カ月かかる。

首相は7月の参院選で過半数の議席維持を必達

「政治とカネ」の問題に閉じては「不信払拭はできていない。最大の心残りだ」と述べた。「自民党が信頼を失えば日本の政治は安易なポピュリズムに堕するのではないかと危惧を強めた」と解党的な出直しを求めた。

目標にしていたが届かなかった。選挙での相次ぐ大敗により退陣要求が強まっていた。森山氏をはじめとする党四役が辞意を示し、政権運営の継続は難しくなっていた。

任期途中で総裁選を前倒しするかの判断期日が迫るなか、首相に近かった議員や閣僚からも退陣を求める声が出てきた。6日夜には菅義偉副総裁や小泉進次郎農相が辞任を促した。

首相は7月の参院選で過半数の議席維持を必達

「政治とカネ」の問題に閉じては「不信払拭はできていない。最大の心残りだ」と述べた。「自民党が信頼を失えば日本の政治は安易なポピュリズムに堕するのではないかと危惧を強めた」と解党的な出直しを求めた。

石破首相 退陣へ

想定される今後の政治日程

9月7日	石破茂首相が退陣を表明
8日	自民党臨時役員会
週内	総裁選の日程決定?
下旬	首相が国連総会出席
下旬～10月上旬?	新総裁選出
10月?	臨時国会の召集
	首相指名選挙で新首相選出

石破首相は記者会見で辞意を表明した（7日、首相官邸）

予算や法律を成立させてきた成果を強調した。首相周辺からは強まる退陣圧力への対抗策として衆院解散・総選挙に踏み切る案が出ていた。衆

自民政治破綻 石破首相、退陣へ 国民そっちのけ 党内抗争の末

2025年9月8日【1面】

総裁選不出馬を表明

石破茂首相は7日、首相官邸で記者会見し、辞意を表明しました。裏金問題への無反省、物価高騰など国民生活の苦難に対する無為無策、アメリカ言いなりの大軍拡や関税交渉など、自民党政治そのものが大破綻する中、退陣に追い込まれた形です。参院選の大敗を受けて自民党の各都道府県連から、事実上の「石破おろし」となる総裁選前倒しを求める声が急速に広がり、一時は解散・総選挙の構えも見せて政権にしがみつこうとしましたが、国民そっちのけの党内抗争の末、最終的には力尽きました。首相は森山裕幹事長に総裁選実施を指示し、自らは「出馬しない」と明言しました。（関連2面）

首相はこのタイミングで辞任を表明した理由について、「米国との関税交渉が一つの区切りがついた」と述べました。同時に、昨年の衆院選に続き、今年7月の参院選で大敗し、衆参ともに少数与党となった責任についても言及しました。

石破首相は、「政治とカネ」の問題について、「政治に対する不信を払拭することはできていない」「最大の心残り」と述べましたが、企業・団体献金の禁止については触れませんでした。一方で、「戦後最も厳しい安全保障環境に対応するため、防衛力の抜本的強化を着実に進めてきた」と大軍拡推進を誇示しました。消費税減税について、「その（社会保障制度の）貴重な財源」という認識に変わりないと述べました。そのうえで、社会保障制度をめぐり「給付と負担のあり方も含め、与野党を超えて議論を進めていく必要がある」と、病床の大幅削減やOTC類似薬の保険外しなどを盛り込んだ自公維の3党合意による事実上の負担増を推進するべきだと述べました。

首相は2024年10月に就任。直後に衆院解散・総選挙で、裏金事件や物価高騰対策などの争点として大敗しました。与党過半数割れという状況で迎えた通常国会で、金権腐敗の大本にある企業・団体献金の禁止に踏み込まず、物価高騰対策として最も有効な消費税減税に背を向け続けました。国民が望む選択的夫婦別姓にも消極的な姿勢でした。6月の都議選での敗北に続き、参院選でも大敗を喫し、衆参両院で与党過半数割れという結果をもたらしました。

このホームページに記載されている記事・写真の無断使用を禁じます。著作権はしんぶん赤旗編集局に帰属します。



会談する野党の国対委員長ら。左から2人
目は塩川鉄也国対委員長＝9日、国会内

憲法に基づき臨時国会を

野党7党・会派が国対委員長会談

立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党、参政党、日本保守党、有志の会の野党7党・会派は9日、国会内で国対委員長会談を開き、臨時国会の早期開催を求めていくことで一致しました。10日には、憲法53条の規定に基づき、臨時国会召集の要求書を衆議院議長に提出します。

会談で各党は、自民党の総裁選で政治空白が生じることは許されず、臨時国会を早期召集すべきだと主張しました。

日本共産党の塩川鉄也国対委員長は、「自民党の党内事情で、国民要求の実現がたなざらしにされることは許されない」と指摘。「参院選の公約で多くの党が消費税減税を掲げた。その実現にむけた取り組みが必要だ。通常国会からの宿題であるガソリン暫定税率の廃止、裏金問題の全容解明、企業・団体献金の禁止、選択的夫婦別姓などの議論を進めるためにも臨時国会を早期に開くべきだ」と述べました。

日銀、初の賃金統計

27年前半から 短観、中小の賃上げも

日銀は2027年前半から全国企業短期経済観測調査（短観）の項目に新たに「賃金改定率」を盛り込む。賃上げの実績にとどまらず翌年度の予測といった先行きも調べる。政府の賃金統計でカバーしきれていない中小企業の賃上げ見通しも含める。日銀統計で賃金を調査するのは初めて。

（春闘）の集計結果など既存の賃金統計を補完する。

具体的には、所定内給与の改定率を「マイナス4%程度以下」から「プラス10%程度以上」まで1%刻みの15段階から選んでもらう。6月は前年度の実績と当年度の計画、12月は当年度の実績見込みと翌年度の予測をそれぞれ聞く。得られた回答から企業規模や業種別などで平均値を算出し、結果を公表する。

自社の業況の現状・先行きの判断や事業計画などを調査している。回答率は99%以上で、企業の動向を的確に把握できる。日銀が賃金調査に乗り出すのは、経済・物価動向を判断するうえで「企業の賃金設定スタンスを的確に把握する重要性は、これまで以上に高まっている」（日銀の調査統計局）とみるため、金融政策に生かす考え。

基本給にあたる所定内給与の前年比でみた改定率を6月と12月の年2回調べる。短観の調査対象には労働組合を持たない中小企業も含まれ、厚生労働省の毎月勤労統計調査や連合の春季労使交渉

四半期ごとに公表する短観では、資本金2000万円以上の全国約9000社の企業を対象に、

統計として注目度が高い。

統計として注目度が高い。

一方的賃下げは無効

LCCに1212万円賠償命令

会見するジェットスターの労働組合と弁護団の人たち11日、東京都千代田区



東京地裁

JALグループの格安航空会社(LCC)ジェットスター・ジャパンが、コロナ禍の時期に、労働組合の同意を得ず一方的に客室乗務員の賃金体系を不利に変更した問題で11日、客室乗務員15人が原告となつて賃金減額分の損害賠償を求めた裁判の判決が、東京地裁で出されました。中野哲美裁判長は、同社の労働条件変更は無効だとして、合計1212万4449円の支払いを命じました。

ジェットスターは2020年5月、毎月定額だった客室サービスマネジャー(CSM)手当(月

額7万5000円)を勤務実績で減額されるよう変更。21年4月には、就業規則の改定で賃金体系を変え、裁判所の認定では賃金減額率が原告のなかで最大10・83%、平均6・1%となりました。新賃金体系は、コロナ禍から回復しても従来より賃金減額になるもので、労働組合「ジェットスタークルーアソシエーション」(JCA)は導入に反対し、固定給引き上げなど修正を求めましたが、会社は強行しました。

判決は「賃金減額をすべき高度な必要性がある」とは認められず、その内容の相当性も認められな

い上、労働組合に対する説明は不十分なものである」と認定し、新賃金体系を無効と判断しました。会見で、竹村和也弁護士は、請求額の95%が認められ、「賃金計算の誤差があつたが、内容はすべて認められた」と指摘。JCAの木本薫子委員長は、職場では客室乗務員が賃金減額に同意するよう個別に迫られたとして、「原告は賃金だけでなく、空の安全にかかわる公正の文化を崩してはならない」との思いで裁判に取り組んだ」と強調しました。8月には、22人が追加提訴していることを明らかにしました。

パレスチナ・イスラエル2国家共存 国連総会で宣言採択

2025年9月14日【1面】

加盟国の7割超 142カ国賛成

【ワシントン＝柴田菜央】国連総会は12日、パレスチナの国家承認とイスラエルとの2国家共存を支持する「ニューヨーク宣言」を国連加盟国（193）の7割を超える142カ国の賛成多数で採択しました。イスラエルや米国など10カ国が反対し、12カ国が棄権。日本も賛成しました。

宣言は、フランスとサウジアラビアが共催して7月末に国連本部で行った国際会合で発表され、支持が呼び掛けられていたものです。

宣言は、戦闘の終結と2国家解決の実現は、国際法に従いイスラエル人とパレスチナ人双方の願望を満たす「唯一の道だ」と指摘。2国家共存に向けて「具体的で期限のある不可逆的な措置を講じる」と明記しています。前提となるパレスチナ国家の樹立も求めています。

また、イスラム組織ハマスによる2023年10月の奇襲を非難し、ガザでの統治終了を要求。イスラエルによるパレスチナ人に対する暴力・扇動の即時停止、入植活動や土地強奪の中止も求めています。

フランスの代表は、「宣言は2国家解決を実現する単一の行程表を示している」と述べました。

パレスチナのマンスール国連大使は、ガザでの戦争を終わらせたい、人質を解放してほしい、飢餓を終わらせたい、ガザを再建してほしいなどと願う全ての人に仲間になってほしいと訴え。いまだ戦争と破壊の選択を押し進め、パレスチナ人を抹殺し土地を盗もうとしている勢力に対し、「理性の音を聞け」と呼び掛けました。

各国からは、宣言の採択を歓迎する発言が相次ぎました。

南アフリカ代表は、宣言は「大変重要で待たれていた」と強調。イスラエルのネタニヤフ首相がパレスチナ国家樹立を否定していることを批判し、「パレスチナの人々に対するイスラエルのジェノサイド（集団殺害）戦争を終わらせる努力から注意をそらすべきではない」と語りました。

オランダ代表は、宣言がパレスチナ人の自決権を支持した意義などに触れた上で、「われわれはイスラエルに併合へ向かういかなる措置も講じないよう求める」と述べました。

イスラエルのダノン国連大使は、宣言を「不公平」だと非難。米国の代表は「見当違いで時機を逸した宣伝行為」だと反発しました。

「戦争国家づくり」許さぬ 安保法制10年 国会前行動 市民団体 田村委員長ら廃止訴え

2025年9月20日【1面】

安保法制＝戦争法の強行採決から10年となった19日夜、総がかり行動実行委員会と9条改憲NO！全国市民アクションは「武力で平和はつくれない！強行採決から10年 戦争法廃止！9・19国会正門前大行動」を行いました。参加した2300人（主催者発表）が「戦争法は今すぐ廃止」「憲法生かせ」「排外主義は許さない」とコールしました。（関連2・13面）

主催者あいさつした総がかり行動実行委共同代表の菱山南帆子さんは、2015年のたたかい以降、一人ひとりが運動に参加するハードルを下げ、全国に共同の輪が広がっていると強調。国会提出が狙われるスパイ防止法は思想弾圧に他ならないと指摘し、「力を合わせて声を上げ続けよう」と呼びかけました。

市民連合・上智大学教授の中野晃一さん、日弁連憲法問題対策本部副本部長の山岸良太さん、移住者と連帯する全国ネットワーク事務局長の山岸素子さんがスピーチしました。

日本共産党の田村智子委員長、小池晃書記局長、山添拓政策委員長が参加し、立憲民主党の近藤昭一衆院議員、社民党の福島瑞穂党首があいさつしました。田村氏はあいさつで、戦争法廃案を求めて国会を包囲したたたかいをきっかけにして市民と野党の共闘が広がり、衆参で自公過半数割れに追い込んだと指摘。安保法制のもとで進む大軍拡が、平和も暮らしも脅かし、軍拡増税をもたらすと述べ、「今こそ安保法制を廃止しよう。自民党政治を終わらせ、極右的潮流を許さない新しい共同を広げるときだ。一緒に頑張ろう」と呼びかけました。

東京都江東区の戦争法の廃止をめざす大島の会の久保木正明さんは「沖縄のミサイル基地化などが進み、いつ戦争が起きてもおかしくない状況に危機感がある。もっと力を込めて戦争法反対を訴えたい」と述べました。

核禁条約 半数突破 署名・批准・加盟 99カ国に

2025年9月28日【1面】

【ニューヨーク＝柴田菜央】核兵器禁止条約に中央アジアのキルギスのクルバエフ外相が26日、ニューヨークの国連本部で署名し、同条約署名国が95になりました。署名せずに加盟した国がすでに4カ国あります。国際NGOの核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）は、条約加盟資格のある197カ国のうち、署名、批准、加盟した国が99に達したことによって「核兵器禁止条約が世界の多数派になった」との声明を発表しました。また、西アフリカのガーナのアブラクワ外相が同日、同条約批准書を寄託し、批准国は74になりました。

ICANのメリッサ・パーク事務局長がニューヨークで記者団に、広島・長崎への原爆投下から80年の節目で「大変重要な日になった」と指摘。世界の大多数が核兵器禁止条約を支持する状況は、核兵器保有国や日本を含む「核の傘」の下にある国々に「被爆者の声を聞け」と迫る力になると強調。被爆者が訴えてきたように「真の安全保障は核兵器の廃絶によってのみもたらされる」と力を込めました。

ICANのセス・シェルダン氏は「世界の大多数は核兵器が抑止にならず廃絶するしかないと分かっている」と語りました。

核兵器禁止条約は2017年に採択され、21年に発効しました。核兵器の製造、保有、実験、威嚇、使用などを禁止しています。

EFインターナショナル

トイレコンテナで労働環境を改善

女性採用最大の障壁を解消

海上コンテナの売買などを手掛けるEFインターナショナル（横浜市）が今夏、新たに「トイレコンテナ」を開発した。港湾作業のメインフィールドであるコンテナヤードでは、現場から離れた管理棟などのトイレに行く必要があるほか、老朽化が目立つ施設も少なくない。また、トイレは労働環境の改善に向けた取り組みとして見落とされがちで、人手不足を背景に企業が女性採用の拡大を打ち出す中、喫緊の課題とも言える。トイレコンテナは移動式で簡単に設置できるだけでなく、建設現場などで目にする仮設トイレに比べて快適性や衛生面などにも拘っているという。担当者は「災害時にも役立つ。港湾運送企業の関係者も導入を検討してほしい」と話した。

港湾業界で深刻化する人手不足への対応として、労働環境の改善に向けた取り組みが急ピッチで進められている。労働環境の改善というと、労働時間の改善や賃上げなどが真っ先に思い浮かぶが、EFインターナショナルの担当者は「トイレ環境も働く人にとってモチベーションを左右する」と指摘する。

特に港湾では、コンテナヤードの現場にトイレがなく、管理棟などへ移動する必要がある。また、設備の老朽化による故障などもあり、快適なトイレ環境とは決して言えないのが実情だ。

そこで、港湾の現場に精通したEFインターナショナルが新たにトイレコンテナの開発を進め、今年6月にリリースした。

サイズは縦横2.5m×高さ3m、重さ1.5トンと、ユニック車（クレーンを装備したトラック）1台で輸送でき、どこにでも設置できるのが特徴。2室（各部屋トイレ1つずつ設置）が1セットのため男女で使い分けることもできる。

建設現場などで目にする仮設トイレとの差別化も図っている。上下水道への接続は不要で、置くだけで使用



トイレコンテナの外観

可能だという利便性は同じでありながらも、水循環型を採用し、初回に約700ℓの水を投入するだけで、約1000回は使用できる（1室当たり）。

仮設トイレでは3～4日程度で汚物を汲み取る必要があるが、トイレコンテナは3～4週間ほど使用可能。耐久性も仮設トイレの3～4倍の約20年間はトラブルなく使え、初期費用こそ仮設トイレに分があるものの、汲み取りなどのようなランニングコストは著しく低く抑えられる。

さらに水循環式や、し尿処理装置による浄化などにより悪臭も抑制。仮設トイレは使用中の音漏れや足下がグラグラするなど不安定さなどにより、「落ち着いて用を足せない」といった声もあるが、トイレコンテナは水の循環音に加え、壁が音漏れしない設計となってお

り、足下も頑丈な造りとなっている。

室内の広さは家庭のトイレ並みで、付帯設備としてLED照明、鏡付き洗面台、衣類フック、荷物棚、二重ロックによる施錠、外付けコンセントなども完備しており、通常のトイレと遜色ない使用感。室内灯は人感センサー付きであるなど、消費電力を最小限に抑えた設計にもなっている。

EFインターナショナルの担当者は「手間がかからない省メンテナンス、ランニングコストを抑制できる低維持費、故障が少ない安定稼働がトイレコンテナの特徴だ。普段使いだけでなく、災害時などいざという時にも役立つ」と説明する。

現在は港湾への導入に向けて積極的な販促活動を展開している。「ぜひ仮設トイレなどとは違うトイレコンテナの良さを知ってもらいたい。港湾現場の労働環境の改善にもつながる。要望があれば、どこにでも説明に伺う」と語っている。

なお、問い合わせ先は次の通り。
▽EFインターナショナル＝電話：045-264-4540（担当：末永孝一氏）、
URL：https://www.ef-international.com/toilet-container/

外国人労働者、企業4社に1社が雇用

帝国データバンク、14.3%は採用拡大

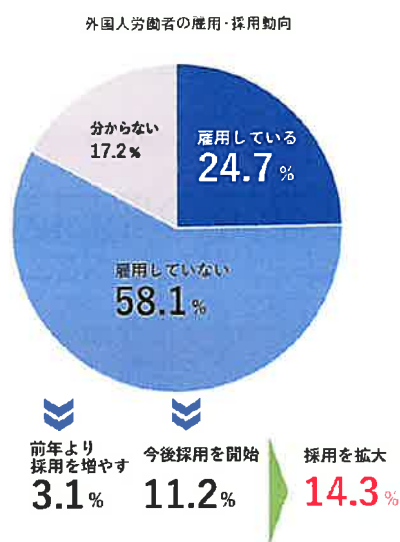
各産業で人手不足が深刻化する中、外国人労働者の受け入れに関心が集まっている。こうした中、帝国データバンク（TDB）は26日、外国人労働者の雇用・採用に対する企業動向調査の結果を発表した。それによると、現在、外国人を「雇用している」企業は24.7%で、前回調査（2024年2月）から1.0ポイント上昇、採用拡大の意向がある企業は14.3%だった。

外国人労働者の調査は、今回で2回目。外国人の雇用・採用について尋ねたところ、現在「雇用している」企業は24.7%となり、前回調査から1.0ポイント増加した。一方で、現在「雇用していない」企業は58.1%（1.1ポイント減）となり、現在「雇用していない」の低下分が現在「雇用している」の上昇分にシフトする結果となった。

また、今後の採用に関しては、現在外国人を雇用しており、かつ採用を増やす意向の企業は前回調査から1.4ポイント低下し、3.1%にとどまった。今後新たに採用する企業は11.2%（1.0ポイント減）だった。両者の合計14.3%（2.4ポイント減）の企業が外国人労働者を採用開始・拡大する意向があることが分かった。

業種別の外国人労働者の採用の拡大については、「人材派遣・紹介」が36.6%（2.8ポイント増）でトップとなり、「各種商品小売」（29.5%、7.8ポイント増）、「飲食店」（28.2%、15.8ポイント減）、「運輸・倉庫」（23.1%、9%、2.2ポイント増）などが続く。

上位10業種では、サービス業や小



売業を中心とした個人向けサービス業が多くを占めている。前回調査と比較すると、51業種中16業種で外国人労働者の採用拡大の割合が上昇し、35業種が低下した。これら上位10業種のうち、「飲食店」「運輸・倉庫」「農・林・水産」「パルプ・紙・紙加工品製造」「メンテナンス・警備・検査」の5業種が特定技能の分野に指定されている。

外国人労働者を雇用する際の課題について尋ねたところ、「スキルや語学などの教育」（55.8%、0.7ポイント増）と「コミュニケーション」（55.7%、0.7ポイント増）が50%を上回り、前回調査

に引き続き突出して高かった。企業からは、「現在、技術者候補の方に従事してもらっているが、語学面に関しては会社側だけでなく、本人も苦勞している部分が大きい」（専門サービス、三重県）のように、具体的な解決策を講じられず、労使ともに苦勞しているといった声が多く聞かれた。

また、「宗教による生活様式などの違いへの配慮」は24.3%であり、およそ4社に1社が課題を抱えている結果となった。実際、「過去に雇用したこともあるが、文化の違いから既存社員と融和できなかった。連絡なしでの欠勤やすぐに辞めてしまうなどの問題もあった」（建設、愛知県）といった声も多かった。

TDBでは、「外国人労働者の雇用・採用における課題では、“スキルや語学などの教育”“コミュニケーション”が大きな障壁となっている。今後も外国人労働者は増加していくとみられるが、個々の企業で具体的な解決策を講じるには限界もあるなかで、外国人労働者の受け入れを推進する政府が主導し、円滑な労使関係を構築する仕組みづくりが必要になるだろう」としている。

企業の枠を超えた労使交渉に正当性



25年春闘で全国港湾労働組合連合会がストライキを行った5月11日、横浜港の機能もほぼ止まった

独禁法違反訴えた事業者側が敗訴

全国の港湾労働者でつくる産業別の労働組合との労使交渉は、独占禁止法に抵触する恐れがある——。会社側がそう主張し、交渉拒否の正当性を訴えた裁判の判決が9月16日に東京地裁であり、会社側の主張が退けられました。訴訟が起きた背景にはどんな歴史があり、働く人の団体交渉権を尊重する判決は、どう導かれたのでしょうか。

(編集委員・沢路毅彦)

今回の裁判を起こしたのは、一般社団法人日本港湾協会(日港協)で、港湾事業者のほぼすべてが加盟する団体だ。役員には、住友倉庫、三井倉庫、上組、鴻池運輸など港湾大手の経営陣が名を連ねている。

一方、訴えられたのは、交渉当事者の労組ではなく、労使の争いの解決を目指す国の機関「中央労働委員会」(中労委)だ。こうした裁判の構図が、労組と会社側の10年に及ぶ労使紛争の歴史を物語っている。

労組側は、裁判に補助参加した全国港湾労働組合連合会(全国港湾)と全日本港湾運輸労働組合同盟(港運同盟)で、港湾で働く労働者の産業別労働組合。労働委員会から労組としての資格を認められている。

加盟者数は全国港湾が約1万6千人、港運同盟は3千人。合わせて港湾労働者の約44%を占め、会社側である日港協とは、労働者の基本的な労働条件について交渉し、労働協約を結んできた。国内では「産業別労組」と名乗っても業界団体と交渉しない組織もある中、労働時間、休日・休暇、安全衛生などで交渉した。そんな労使の関係がこじれた発端は、産業別の最低賃金。1980年ごろから協約を締結し、労組側は毎年の春闘で引き上げを要求。15年度では月額16万4千円、日額7130円だった。



東京地裁の判決を受けて記者会見する全国港湾労働組合連合会の竹内一・中央執行委員長(左)ら。東京都大田区蒲田

ところが15年以降、日港協が態度を変え、回答を保留するようになる。その根拠としていたのが、カルテルなどを禁じた独占禁止法。団体交渉に応じれば、使用者団体の企業間で連絡を取り合い、企業の賃金に影響を与え、さらには港湾事業の価格の目安を決めることになるとして独禁法に抵触する——との主張だった。

協議は難航。しびれを切らした労組側は19年4月14日、東京地裁に訴え、日港協が回答を拒否したことが、労組法7条2号の不当労働行為に該当するかどうか。つまり、産業別最賃の交渉をすることが、独占禁止法に違反する恐れがあるか——という言い分の正当性だ。

もともと労組は賃金を集団で交渉する組織だ。主要な国では19世紀半ばまで取引自由の原則に反するとして禁止されていた、それが徐々に認められてきた歴史の経緯がある。

欧米では企業の枠を超えて組織された産業別労組が交渉するのが一般的だ。

さらに、①日港協の会員企業が、労組側への回答内容を検討する目的で、賃金額などについて協議すること②日港協が協議の結果をまとめて団体交渉すること③日港協が、労組側と賃金制度の内容や具体的金額について労働協約を結ぶこと④日港協の会員企業が労働協約を守る⑤日港協が協約を守るように会員企業を指導すること——も、労組と使用者団体の労働協約にした。

訴訟の最大の争点となったのは、日港協が回答を拒否したことが、労組法7条2号の不当労働行為に該当するかどうか。つまり、産業別最賃の交渉をすることが、独占禁止法に違反する恐れがあるか——という言い分の正当性だ。

もともと労組は賃金を集団で交渉する組織だ。主要な国では19世紀半ばまで取引自由の原則に反するとして禁止されていた、それが徐々に認められてきた歴史の経緯がある。

欧米では企業の枠を超えて組織された産業別労組が交渉するのが一般的だ。

さらに、①日港協の会員企業が、労組側への回答内容を検討する目的で、賃金額などについて協議すること②日港協が協議の結果をまとめて団体交渉すること③日港協が、労組側と賃金制度の内容や具体的金額について労働協約を結ぶこと④日港協の会員企業が労働協約を守る⑤日港協が協約を守るように会員企業を指導すること——も、労組と使用者団体の労働協約にした。

一方、日本では、企業の枠を超えて労働条件を交渉している組織は少ない。それだけに、今回の訴訟の行方は注目された。

東京地裁が重視したのは、公正取引委員会の考えだ。東京地裁は19年2月時点と25年2月時点での公取委の考え方を照会。公取委事務局は、経済取引局取引部長名で、「一般に、労働法制により規律されている分野については、独占禁止法上の問題とならない」と答えていると回答した。

さらに、①日港協の会員企業が、労組側への回答内容を検討する目的で、賃金額などについて協議すること②日港協が協議の結果をまとめて団体交渉すること③日港協が、労組側と賃金制度の内容や具体的金額について労働協約を結ぶこと④日港協の会員企業が労働協約を守る⑤日港協が協約を守るように会員企業を指導すること——も、労組と使用者団体の労働協約にした。

地裁、公取委の見解もとに判決

日頃から全国の港湾でストライキを実施。しかし、労組側によると、日港協は「統一交渉をするためには事前には会社側が話し合わなければならない」と、それは談合とみなされる恐れがある——と態度を変えなかったという。

このため、労組側は20年2月10日、日港協の回答拒否が不当労働行為に当たる——として訴えた。

判決によると、日港協と労組側の団体交渉について公取委が調査をしたり、資料の提出を求めたりしたこともなかった。

関係するから、独禁法上の問題とはならない、とした。

判決によると、日港協と労組側の団体交渉について公取委が調査をしたり、資料の提出を求めたりしたこともなかった。

として労働委員会に救済申し立てをした。東京都労働委員会は21年7月20日、日港協に「回答を拒否してはならない」と救済命令を出し、誠実に回答することを求めた。日港協は取消しを求め、中労委に再審査を申立てたが23年12月20日に棄却されたため、行政訴訟に至ったというわけだ。

働く

✉t-rodo@asahi.com

月曜掲載

フリーランスの労組にも追い風

公正取引委員会出身でフリーランス問題にも詳しい中里浩・早稲田大学准教授（経済法）に、今回の判決の意義を聞いた。

——独占禁止法と労働法の関係が問題になりました。

「中小企業へのいじめ規制に着目すると交渉力の格差を是正するという発想では共通しており、相互補完関係にあると考えている」

——米国では労組の活動が競争法（独禁法）で違法とされた歴史があります。

「1890年制定のシャーマン法が労組にも厳しく適用され、指導者が逮捕さ

中里浩・早稲田大学准教授

なかざと・ひろし 公正取引委員会事務局、東京経済大学現代法学部教授を経て現職。労働組合の中央組織である連合がフリーランス支援を手がけるWor-Qアドバイザリーボードのメンバー。



れたこともある。1914年に制定されたクレイトン法などで独禁法の適用除外になることが明示された」

「日本でも1947年に独禁法の制定当時と同じような議論があった。ただ、『労働者は事業者ではない』から明示的に適用除外を規定する必要はないということになった。労組に独禁法が適用される例外的事例はあるということが意識されてはいた。ただ、突き詰めて議論されてこなかった。訴訟の背景には、労組の団体交渉を独禁法上どう評価するかという問題があ

る」

——今回の判決をどう評価しますか？

「妥当な判決だ。原告側は団体交渉のために使用者が団体情報交換することが独禁法上の問題になりうる」と主張している。しかし、労働組合法の14条は、使用者が団体当事者になることを想定している。独禁法違反の恐れがあるという口実で、団体交渉から逃げている構図は否定できない」

——労組の活動が独禁法上の問題となる可能性はあるのでしょうか？

「労使交渉の名目でカルテルを組織したり、使用者の意思を受け、争議行為と称して競争者を排除したり

することが考えられる」
——フリーランスにも影響がありますか？

「フリーランスの労組は増えつつあり、労組法上の労働者性が認められる事例も増えている。組織化が進めば、フリーランスが共同で交渉することも現実味を帯びてくる。そうした動きの後押しになるはずだ」

——課題はありますか？
「労組の活動がどこまで適法で、どこから独禁法上の問題になりうるのか、公正取引委員会は具体的に示すガイドラインを出すべきだ。フリーランスの組織化も進めるべきで、特に連合が果たすべき役割は大きいはずだ」